

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント㈱
目次		ページ
規 則		
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則…（障がい者保健福祉課）		35
告 示		
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）		35
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）		35
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）		36
○建設業を営む者に対する監督処分……………（建設情報課）		37
○道路の供用の開始……………（道路課）		37
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（会計事務センター）		37
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（会計事務センター）		37
支 庁 告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		38
道警察本部告示		
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………		38
規 則		
北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年11月27日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第97号		
北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則		
北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。		
第4条第1項中「それぞれ」を削り、「及び次項の規定により算定した額の合計額（当該額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）」を「のとおりに改め、同項の表中「加えた額」の次に「（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条第2項中「の表」を削り、「同表」を「同項」に改め、同項第1号及び第2号中「相当する額」の次に「（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項第3号中「加算した額」の次に「（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条第3項中「相当する額」の次に「（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条に次の1項を加える。		
4 国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別の契約により行う診療、健康診査等に係る使用料及び手数料の額は、前3項の規定にかかわらず、当該契約において定められたところによる。		
附 則		
この規則は、公布の日から施行する。		
告 示		
北海道告示第775号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（島津地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。		
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成21年12月1日から20日間、一般の縦覧に供する。		
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。		
また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。		
平成21年11月27日		北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第776号		
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。		
平成21年11月27日		北海道知事 高 橋 はるみ
1(1) 保安林の所在場所		虻田郡豊浦町字山梨982の1地先・982の1・字大和329の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）

328の1

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字礼文華83の1・85の2から85の4まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、83の2

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石豊岡619・622・626（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、621

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石富沢398の6・398の8・401の1・584の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石川上318・320の1・380の1・380の9（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石豊岡409の1・409の2・411の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第777号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第778号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

- 平成21年11月27日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 処分をした年月日 平成21年11月26日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社檜山製材所 野 尻 龍 司
- (2) 主たる営業所の所在地 檜山郡江差町字砂川411番地
- (3) 建設業の許可の番号 なし
- 3 処分の内容
- (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- (2) 営業停止の期間 平成21年11月27日から同年12月3日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第2項第2号に該当した。

北海道告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

- 平成21年11月27日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- | 路線名及び縦覧場所 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|------------|-----------------------------|------------|
| 道道 函館南茅部線 | 函館市東畑町149番3地先から | 平成21.11.27 |
| 北海道函館土木現業所 | 同市庵原町274番1地先まで | |
| 道道 根室浜中釧路線 | 根室市浜松26番地6地先から | 平成21.12.4 |
| 北海道釧路土木現業所 | 同市浜松東部森林管理署国有林1006林班の小班地先まで | |

北海道告示第780号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成22年1月4日から施行する。

- 平成21年11月27日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 2 売りさばき人の項北海道銀行の事項中「同 永山支店」を「同 永山支店 同 大町支店」に改める。

北海道告示第781号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

- 平成21年11月27日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) パーソナルコンピュータ 10台
- (2) パーソナルコンピュータ 11台
- (3) パーソナルコンピュータ 124台
- (4) パーソナルコンピュータ 30台
- 2 落札を決定した日 平成21年11月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(2)
- ア 氏 名 大丸藤井株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (2) 1の(3)及び(4)
- ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 4 落札金額
- (1) 1,044,750円
- (2) 1,118,040円
- (3) 11,783,100円
- (4) 3,024,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成21年10月16日付け北海道告示第709号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道出納局会計事務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第144号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成21年11月27日
北海道上川支庁長 坂 口 収

1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 除雪トラック 2 台（10 t 級、6 × 6 － S G 1 W）
(2) 小型ロータリー除雪車 1 台（1.3m／700 t）

2 落札を決定した日
平成21年11月17日

3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 北海道いすゞ自動車株式会社
イ 住 所 札幌市中央区宮の森 2 条 1 丁目 2 番55号
(2)ア 氏 名 開発工建株式会社
イ 住 所 岩見沢市幌向北 1 条 2 丁目580番地

4 落札金額
(1) 60,690,000円
(2) 12,700,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の告示
平成21年10月16日付け北海道上川支庁告示第127号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第328号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成21年12月 1 日から施行する。

平成21年11月27日
北海道警察本部長 鎌 田 聡
別表札幌方面余市警察署の部古平の項を次のように改める。

古 平	古平郡古平町 大字浜町40番 地11	古平郡古平町
-----	--------------------------	--------

別表札幌方面余市警察署の部丸山の項を削り、同部美国の項、入舸の項及び余別の項を次のように改める。

美 国	積丹郡積丹町 大字美国町字 船濶47番地 8	積丹郡積丹町大字美国町及び大字婦美町
入 舸	同 大字入舸町52 番地 1	同 大字入舸町、大字幌武意町、大字出岬町、大字日司町及び大字野塚町
余 別	同 大字余別町70 番地 3	同 大字余別町、大字西河町、大字神岬町及び大字来岸町